

国際・経済・港湾委員会 配付資料 令和3年2月12日 経済局
---

## 市第 132 号議案 横浜市附属機関設置条例の一部改正（関係部分）

### 1 趣旨

本市附属機関である「横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会」及び「横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会」を統合し、これらを「横浜市新技術開発等支援事業審査会」とするため、横浜市附属機関設置条例の一部を改正します。

### 2 統合理由

両附属機関では、それぞれ販路開拓及び研究開発に係る支援事業の対象事業者の審査を行っていますが、審査の観点や委員の専門分野が類似しており、予算の効果的な執行と業務の合理化を図るため、統合します。

#### 【具体的な類似点】

#### (1) 審査の観点

案件の優位性を判断するに当たり、「技術的価値」や「事業性・市場性」など共通した視点で審査しています。

#### (2) 委員の専門分野

「機械・電子工学」、「バイオ・医療」、「知的財産」「マーケティング」など委員に求められる知見が類似しています。

### 3 施行予定日

令和3年4月1日

<参考>新旧対照表（横浜市附属機関設置条例）【抜粋】

現 行				改 正 案			
横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号  (第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略) 別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）				横浜市附属機関設置条例 平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号  (第 1 条、第 2 条、第 3 条、第 4 条、附則省略) 別表（第 2 条、第 3 条第 1 項）			
執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数	執行機関	附属機関	担 任 事 務	委員の定数
市長	横浜市新事業分野開拓事業者等認定委員会	地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	8 人以内	市長	横浜市技術等新開発支援審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定について並びに地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 第 1 項第 4 号に規定する認定に係る実施計画等についての審査に関する事務	13 人以内
	横浜市新技術・新製品開発促進助成金交付審査会	横浜市内の中小企業の新技術及び新製品の開発等に係る経費の一部を助成する中小企業新技術・新製品開発促進助成金の交付対象者の選定についての審査に関する事務	13 人以内				